

質問第一八号

ねんきん定期便に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年九月十八日

塩村あやか

参議院議長 山東昭子殿



## ねんきん定期便に関する質問主意書

私は「ねんきん定期便の未送達」についてこれまで質問を重ねてきた。私が令和二年一月十三日に提出した「ねんきん定期便に関する再質問主意書」（第一二百一回国会質問第四二号。以下「質問第四二号」という。）に対する答弁（内閣参質一〇一第四二号。以下「答弁第四二号」という。）を受領した日以降に、「ねんきん定期便の未送達」について、どのような進捗があったのか伺う。

一 答弁第四二号において、「ねんきん定期便」が届いていない被保険者については、相談の機会等を通じて、その原因を個別に確認することにより、被保険者に「ねんきん定期便」が確実に届くよう努めているところであるという旨の答弁があつた。答弁第四二号を受領した本年二月二十五日以降、相談件数と解決に至つた件数を示されたい。

二 答弁第四二号において、被保険者からの相談の機会等を通じて、その原因を個別に確認してまいりたいと答弁しているが、答弁第四二号を受領した本年二月二十五日以降に判明した主な原因と件数及び転居も転職もしていない人に対する「ねんきん定期便」が未送達であった件数も示されたい。

三 「ねんきん定期便」の返送件数は年間およそ九十万件から百三十万件のことである。返送件数と解決

に至つた件数から分析できることを示されたい。

四 答弁第四二号において、「ねんきん定期便」が未送達になつてゐる人により多く年金事務所等に相談いたただけるよう、日本年金機構とも連携を図りながら周知及び広報を工夫することにより、積極的な呼びかけを行つてまいりたいという旨を答弁しているが、答弁第四二号を受領した本年一月一十五日以降の政府の取組みを示されたい。特にこの指摘を受けて開始、または、強化した取組みがあれば示されたい。  
右質問する。